

# NO!リニア

No.149

2022年9月1日

JR東海労働組合

JR東海労HP  
にアクセス↓



## 要対策土存置計画変更不可避 開業時期がさらに不透明に！ リニア建設について労働組合に説明せよ！

静岡県の難波喬司理事は8月31日、リニア中央新幹線南アルプストンネル工事で発生する残土のうち、有害物質を含む「要対策土」を大井川上流部の「藤島沢」に積み上げるとするJR東海の残土処理計画について、認められないことを明らかにしました。昨年7月の熱海市伊豆山地区での土石流をきっかけに施行された、県盛り土規制条例を根拠にしています。

JR東海の金子社長は8月25日「適用除外を受けられるか県と相談していく」ことを明らかにしていました。条例の適用除外規定は、適切な措置が講じられていることを知事が認めれば例外的に認められます。JR東海は要対策土の全量を藤島沢に盛り土して永久存置する計画です。しかし盛り土ができる場所は事業区域内とされており、工事箇所から数キロも離れた場所では、適用除外の対象にはなりません。

JR東海が適用除外への抜け道を探し、工事箇所から数キロも離れた場所に有害物質を含むトンネル残土を存置することにより、生態系や水資源に影響を与え、取り返しのつかない事態になることも予想されます。難波理事は「厳格に条例を運用する必要がある」としています。難波理事は静岡県内のリニア建設工事を巡り（特に大井川の水問題）JR東海との窓口を担ってきました。この難波理事の見解は、JR東海について、不誠実で全く信用していないことの表れと言えます。

JR東海はリニア中央新幹線の「2027年の名古屋開業」について「難しい」としながらも撤回・変更していません。その理由は静岡工区に限らず、各地で工事が思うように進まず、新たな開業時期が定まらないからに他なりません。進行中の労働協約改訂交渉で、リニア中央新幹線建設に関して説明するように求めましたが、会社は「労働協約に則り適切に対応する」と回答するばかりでした。

リニア中央新幹線計画が頓挫し経営破綻に陥れば、社員の生活に多大な影響を及ぼします。現在でさえ社員は将来に不安を抱えています。JR東海労は「労働協約に則り」リニア建設の現状について説明を求め、申し入れを行います。